



土浦市監査委員告示第13号

令和5年7月7日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和5年9月5日

土浦市監査委員 藤田 雪 絵  
土浦市監査委員 寺内 充



## 住民監査請求監査結果

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

#### 2 措置請求書の提出

令和5年7月7日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同月18日これを收受した。

#### 3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長安藤真理子及び保健福祉部高齢福祉課課長塚本等

#### (2) 対象の会計行為

令和4年度に実施した老人福祉センター「うらら」（以下「うらら」という。）の湯上りコーナーのエアコンの室外機1台及び室内機5台を交換する工事（以下「更新工事」という。）に関し、修理可能なエアコン室内機1台の修理を怠り、故障不具合の公開資料のない室内機4台を含め5台のエアコン室内機の更新を行い、市に不当に過大な工事費用を負担させた行為。

#### (3) 対象行為の不当性

うららの更新工事を行ったことで不当に過大な工事費用がかかったこと。

#### (4) 発生した損害の内容

うららの更新工事を行ったことにより、市に負担させた不当に過大な工事費用が損害に当たる。

#### (5) 措置請求内容

うららの更新工事を行い、不当に過大な工事費用を市に負担させた市長等に当該費用の弁償を請求する措置を求める。

#### 4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料1 熱源機サービス報告書（2022年1月31日付）
- (2) 資料2 建物設備不具合及び対策報告（令和3年11月29日付）
- (3) 資料3 建物設備不具合及び対策報告（令和3年12月20日付）
- (4) 資料4 熱源機サービス報告書（2021年12月23日付）
- (5) 資料5 工事設計書（令和3年度住宅営繕課）部分 工事番号 土高工第3号
- (6) 資料6 工事請負契約書（令和4年3月18日付）
- (7) 資料7 情報一部公開決定通知書（令和6年6月22日付）
- (8) 資料8 情報公開申出回答通知書（令和5年5月29日付）

#### 5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和5年7月18日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

## 第2 要件審査

請求人の主張から監査の対象となる財務会計上の行為は、「契約の締結」及び「公金の支出」が考えられるが、法第242条第2項によれば、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされ、「契約の締結」については、うららの更新工事の契約が令和3年3月18日に締結されており、本件請求は、「契約の締結」の日から約2年3か月後に提出されたものであり、同条第2項本文に規定する期間を経過しており、同項ただし書に規定する正当な理由も本件請求では示されておらず、「契約の締結」については、住民監査請求の要件を満たしておらず、却下が相当であるため、仮に「契約の締結」に違法性があり、その違法性を後行行為である「公金の支出」に承継する場合に限り考慮すべきものと判断した。

一方、「公金の支出」については、令和5年3月3日に本件請求に係る工事の費用を支出しており、本件請求は、住民監査請求の期限内に行われたものであるため、「公金の支出」を対象として、監査することとした。

なお、請求人は、措置請求書で「財産の管理を怠る事実」についても主張しているが、「公金の支出」が違法又は不当であることにより発生する実体法上の請求権の不行使を指しているものと解されることから、「公金の支出」が違法又は不当であるとなった場合に検証すべきものと判断した。

### 第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和5年7月18日に本件請求を正式に受理することを決定し、同月19日付けで請求人にその旨を通知した。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和5年7月19日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人から陳述を希望する旨の回答があったことから、令和5年7月27日にその機会を設けた。

##### (1) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 私には手書きで名前を書くように要求しながら、高齢福祉課の書類には署名が無い。
- イ 高齢福祉課の書面の第1ページ、工事②、R3年12月19日、湯上りコーナーのエアコンが停止した(5台)、次のページで令和3年11月に湯上りコーナー脱衣室のエアコンが故障により停止した時点で既に24年経過云々であるがどちらが正しいのか。
- ウ ウララ2の6階の配置図と減価償却の表は何のために付けたのか良く分からず、発言者がこの6階の配置図について良く理解しておらず、6階フロアの左上というべきところを左下と訂正し、本人が状況把握を疎かにしているということ。
- エ 減価償却表で15年というが、このエアコン室外機がどういう根拠で15年に該当するかということの説明が抜けていた。
- オ 私は証拠書類として、室外機と室内機の報告書を添付している。
- カ 誰が作ったのか分からないような高齢福祉課の書面の中で主張しているような状況で、室外機が駄目だったので、室内機が良くてもそれは使えないんだと言うのであれば、そのような証拠書類をこの契約締結伺書に添付すべきであって、全く役に立たない室

内機の後でお見積もりしますよ、みたいな報告書をなぜここに添付したか、理由が分からない。

キ 全般的にも、要するにメーカーがああ言ったこう言ったじゃ駄目で、私が、室外機が故障してた、室内機については、有償で修理ができますよ、という文書を添付してるにもかかわらず、これに否認をしようというのであれば、しかるべき証拠の文書を提出すべきだし、とりあえずは日立から出された報告書でも仕方がないが、日立は、そういう検査をすると同時に営業をしてるわけだから、自分達の都合の良いように、室外機を替えたら室内機は使えないよ、というようなセールストークというのは当然あるわけで、今回の場合も室内機を本当に使えないのか、室外機を新しくしたら使えなくなっちゃうのか、その辺りのことは、第三者の機関が適正に証明してもらえるのでなければ、単に日立のセールストークに乗っかって、室内機と室外機を一体で工事をしてしまうということの結果になったんじゃないかと私は推察するし、工事を発注しようとするのであれば、そのくらいの注意深さはあって当然である。

ク 証明書類が全然腐っており、弁明、否認にしろ、抗弁にしろ、そのところが、基本的に欠落してる。

ケ 私が高齢福祉課に情報公開請求をしたら、昔の古いエアコン据付点検要領書は、室外機についても室内機についても不存在で、新規に設置した分については点検要領書と取扱説明書の情報は出てきた。

コ 土浦市役所としては高齢福祉課が、完璧な文書の管理を行って、今回のように修理工事のようなものが発生した時には、日立の言いなりになるのではなくて、自らがその資料をチェックして、どこまでの範囲だったら自分達が修理で十分なのか、あるいは修理が駄目で、新規に入れ替えしないといけないのかというような判断を自らがするべきで、これが市役所職員の当然の職務である。

サ 日立がエアコンの構造が変わっていて、片方だけ変えても駄目だという言うのであれば、きちっと日立から文書を出させるべきで、その上で伺書を市役所の中でやるべきだし、伺書の起案をしているが、チェックしてる人もノーチェックだ。

シ 室内機1台基板不良有償見積、それから室外機がプリント基板部品供給不可だから更新だというこの証明書が裏表でコピーされているが、通常は裁判所の書類でも、A4の用紙で書類を作るのであれば、全て上から見たページに文字が書いてある、その裏側は見ず、次の紙の上側のページを見るもので、それを伺書に添付した証拠書類は裏表でコピーしてるのは、1枚目だけ見て、2枚目と同じようなこと書いてあるんだろうとミスリーディングを誘う、意図的な書類の作り方だ。

ス もし日立が言ったように、新しい室外機は昔の古い室内機と組み合わせが出来ないんだっていうのであれば、今はそういう組み合わせでは使えないんだよという証明書をきちっと添付して、伺書を市役所の中で回すべきだ。

セ 私は室内機だけのことを今回対象にしているが、余分な費用の中には、配管も新しく

し、ガス、冷媒の配管、それから配線も今回新たに設置してんだろうから、金銭的なことを言えば、そういうところも関係してくるし、本当に古いものは使えない、新しい室外機にしたら古いものは使えないようなことを十分確認せずにやったことによって、住宅営繕課の職員が見積資料を作っており、その経費も積算できる。

ソ 要らん工事をするために要らん入札をし、公費の無駄遣いであり、住宅営繕課の方も確認する義務があったのであれば、住宅営繕課の職員、大貫課長以下にも責任がある。

タ 監査委員から新たな証拠の提出は、8月3日までにとの案内したことに對し、今日の進み具合から追加の資料は提出の予定はない、もし、相手が証拠書類を出してきたのであれば、書面見た上で、必要であれば、証拠書類を追加で提出する。

## (2) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、16行目「プリン基板交換」は「プリント基板交換」であることを確認し、補正を行った。

## (3) 令和5年7月31日に土浦市ホームページの問い合わせから収受した意見陳述内容の訂正に係る文書

7月27日の請求人陳述に関し、当方の陳述で、建物設備不具合及び対策報告（令和3年12月20日付）、熱源機サービス報告書（2021年12月23日付）は、情報一部公開決定通知書（令和6年6月22日付）の「公開する公文書の名称等」欄の最上段記載の「老人福祉センター「うらら」エアコン更新工事の起工及び予算の流用について（伺い）」にあったものに訂正する。

当日の、関係人調査の中で、録音の言葉は明瞭でないが、住宅営繕課職員は、室外機を替えることにより、室内機の更新を判断したと述べた。高齢福祉課職員も、日立ビルシステム様から室内機を替える必要があるとの説明があったとは述べなかった。このことから、土浦市側が室内機5台の更新の根拠を精査すべきであったものと推測する。

## 2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

うららの更新工事が必要であったか、当該更新工事が不必要なものであるとすれば、当該更新工事に関係した職員にその費用を負担させる必要があるか。

## 3 監査対象機関 保健福祉部高齢福祉課

#### 4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

- (1) 調査日時 令和5年7月27日 午後1時30分から
- (2) 関係人 保健福祉部高齢福祉課長及び高齢福祉係係長  
建設部住宅営繕課長及び営繕係係長
- (3) 監査委員が提出を求めた資料
  - 提出資料1 老人福祉センター「うらら」エアコン更新工事の起工及び予算の流用について(起案)
  - 提出資料2 老人福祉センター「うらら」エアコン更新工事の期間延長について(起案)
- (4) 令和5年7月27日に監査対象機関から提出のあった資料
  - 提出資料3 令和5年7月7日に請求のあった住民監査請求の説明資料
- (5) 聴取内容の要旨  
関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

##### 【高齢福祉課】

- ア うららについては、令和3年度から4年度までに室内機1台のプリント基板(以下「基板」という。)の故障を原因とする大広間のエアコンの室内機1台の基板の交換工事(以下「交換工事」という。)及び更新工事の2件を実施した。
- イ 交換工事は、工事金額が高額でなく、部品の調達も可能であったが、更新工事は、故障した室外機の基板が既に製造しておらず、更新工事が必要となり、併せて室内機5台の更新も必要となったため、予算の確保や入札による契約等工事を実施するための準備期間が必要であったため、近接した時期に生じた二つの工事を一緒にできなかった。
- ウ 交換工事については、令和3年11月29日に大広間のエアコン6台が停止し、その原因が室内機1台の基板の故障との報告があり、令和4年1月31日、室内機1台の基板を交換し、エアコンは運転状況良好となった。
- エ 更新工事については、令和3年12月19日に湯上りコーナーのエアコン5台が停止し、12月20日に(株)日立ビルシステムウララ2管理室からその原因はエアコンの室内機1台の基板の故障で修繕のための見積書を提出する旨の報告があったが、12月2

3日に(株)日立ビルシステム関東支社茨城支店が調べた結果、原因は室内機の基板の故障ではなく、室外機の基板の故障とされ、室外機の基板の製造が終了しているため、更新工事が必要となった。

オ 更新工事の工事期間が令和4年7月18日から令和4年8月1日となり、うらはは、7月25日から8月1日までの休館を予定し、7月18日に湯上りコーナー・男女脱衣室の室外機の配線を外す屋外作業を開始したところ、7月19日にうららのエアコン全てが停止したが、気温が高い時期であったため、休館を前倒しして、7月20日から休館し、工事を予定どおり進め、8月1日に湯上りコーナー・男女脱衣室のエアコン設置が完了し、エアコンの試運転をしたところ、うららの全てのエアコンが作動し、8月2日からうららの利用を開始した。

カ 請求人は、「修理可能なエアコン室内機1台の修理を怠り、更には、故障不具合の公開資料のない室内機4台を含め5台のエアコン室内機の更新を行った」と主張するが、更新工事の故障の原因は、令和3年12月23日に(株)日立ビルシステム関東支社茨城支店から「室内機の基板の故障ではなく、室外機の基板の故障」との報告があり、室外機の基板は既に製造されてなく、室外機の更新が必要になったもので、また既設の室内機と更新する室外機では、エアコンの構造等が変わっており、室外機だけを更新してもエアコンは作動しないため、室内機の更新も必要であることから請求人の主張は否認する。

キ 請求人は「土浦市に対し、不当に過大な工事費用（財産管理を怠る事実、公金の支出、工事契約の締結履行）を負担させた」と主張するが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によれば、業務用エアコンの耐用年数は15年で、うららのエアコンは平成9年10月から使用し、湯上りコーナー・脱衣室のエアコンが故障により停止した時点では既に24年が経過しており、耐用年数を大幅に経過したエアコンが故障し、その工事を行うことは必要であるため、請求人の主張は否認する。

ク 監査委員から更新工事の対象のエアコンの過去の故障状況を問われ、調べていなかったが、故障の履歴があれば報告すると回答した。

#### 【住宅営繕課】

令和3年12月に湯上りコーナーのエアコンが停止した際、更新工事の設計と工事監督の依頼を高齢福祉課から当課住宅営繕課で受け、平成9年に設置した室外機の基板が製造を終了していることから、室外機本体の更新が必要であり、それに伴い室内機5台も同時に更新する必要があると判断し、設計図書を作成した。

#### (6) 令和5年8月10日に監査対象機関から提出された書類

提出資料4 住民監査請求意見聴取に係る質問事項への回答及び追加説明について

提出資料5 パッケージエアコン用部品在庫状況について

## 提出資料6 フロン転換の推移

提出資料4の概要は、次のとおり

関係人意見聴取の際、監査委員から質問を受けたうららの湯上りコーナーのエアコンの故障の履歴については、書類が確認できる過去5年間は修繕していない。なお、うららが設置されている総合福社会館も平成9年10月から同様にエアコンを使用しており、過去5年以内に10回程度修繕に係る工事を実施し、今年度も複数のエアコンが動作不良となり、故障の原因を確認している。

うららの湯上りコーナーのエアコンの機器を更新した理由について、提出資料5に記載のとおり、うららの湯上りコーナーのエアコンの室外機の基板は、令和3年12月に故障した時点で既に製造中止であり、在庫もなく、併せて室外機のみを交換することは可能だったかと問うと冷媒の違いや制御の違いで対応できなかったとの回答を令和5年8月2日に株式会社日立ビルシステムから受けた。

また、日立グローバルライフソリューションズ株式会社にも室外機のみを交換し、室内機を使用することの可否について確認すると、平成9年設置のエアコンの冷媒はフロンであり、令和4年に更新したエアコンは代替フロンで、異なる冷媒を使うと誤作動・故障の原因となり安全の確保が難しく、室外機だけの更新はできず、室内機の更新も必要であったものであり、市に不当に過大な工事費用を負担させてはいない。

## 第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

### 1 事実経過

- (1) 令和3年11月29日にうららの大広間のエアコン6台が室内機1台の基板の故障により停止した。
- (2) 令和3年12月19日にうららの湯上りコーナーのエアコン5台が停止し、翌日その原因が室内機1台の基板の故障との(株)日立ビルシステムウララ2管理室から報告があった。
- (3) 令和3年12月23日にうららの湯上りコーナーのエアコンが故障した原因が室外機の基板の故障であると(株)日立ビルシステム関東支社茨城支店から報告があり、当該基板は製造が終了しており、更新工事が必要になった。
- (4) 令和4年1月31日にうららの大広間の故障していたエアコン1台の基板を交換した。
- (5) 更新工事は、令和4年7月18日から8月1日までで実施することになり、当該期間のうち7月25日から8月1日は、休館することになった。
- (6) 令和4年7月18日にうららの湯上りコーナーの室外機の配線を外すとうらら全てのエアコンが停止したが、休館を同月20日に前倒しし、工事を進めた結果、8月1日には、

全てのエアコンの作動が確認できた。

## 2 更新工事の必要性について

監査対象機関は、更新工事の必要性について、請求人は、「修理可能なエアコン室内機1台の修理を怠り、更には、故障不具合の公開資料のない室内機4台を含め5台のエアコン室内機の更新を行った」と主張するが、更新工事の故障の原因は、令和3年12月23日に(株)日立ビルシステム関東支社茨城支店から「室内機の基板の故障ではなく、室外機の基板の故障」との報告があり、室外機の基板は既に製造されてなく、室外機の更新が必要になったもので、また既設の室内機と更新する室外機では、エアコンの構造等が変わっており、室外機だけを更新してもエアコンは作動しないため、室内機の更新も必要であることから請求人の主張は否認すると主張している。

また、請求人は「土浦市に対し、不当に過大な工事費用（財産管理を怠る事実、公金の支出、工事契約の締結履行）を負担させた」と主張するが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によれば、業務用エアコンの耐用年数は15年で、うららのエアコンは平成9年10月から使用し、湯上りコーナー・脱衣室のエアコンが故障により停止した時点では既に24年が経過しており、耐用年数を大幅に経過したエアコンが故障し、その工事を行うことは必要であるため、請求人の主張は否認すると主張している。

## 第7. 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 「更新工事が必要であったか。」について

請求人は、更新工事が必要であったかについて、「全般的にも、要するにメーカーがああ言ったこう言ったじゃ駄目で、私が、室外機が故障してた、室内機については、有償で修理ができますよ、という文書を添付してるにもかかわらず、これに否認をしようというのであれば、しかるべき証拠の文書を提出すべきだし、とりあえずは日立から出された報告書でも仕方がないが、日立は、そういう検査をすると同時に営業をしてるわけだから、自分達の都合の良いように、室外機を替えたら室内機は使えないよ、というようなセールストークというのは当然あるわけで、今回の場合も室内機を本当に使えないのか、室外機を新しくしたら使えなくなっちゃうのか、その辺りのことは、第三者の機関が適正に証明してもらえなければ、単に日立のセールストークに乗っかって、室内機と室外機を一体で工事をしてしまうということの結果になったんじゃないかと私は推察するし、工事を発注しようとするのであれば、そのくらいの注意深さはあって当然である。」と主張している。

これに対し、監査対象機関は、当初、関係人調査で「更新工事の故障の原因は、令和3年

12月23日に(株)日立ビルシステム関東支社茨城支店から「室内機の基板の故障ではなく、室外機の基板の故障」との報告があり、室外機の基板は既に製造されてなく、室外機の更新が必要になったもので、また既設の室内機と更新する室外機では、エアコンの構造等が変わっており、室外機だけを更新してもエアコンは作動しないため、室内機の更新も必要である」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令によれば、業務用エアコンの耐用年数は15年で、うららのエアコンは平成9年10月から使用し、湯上りコーナー・脱衣室のエアコンが故障により停止した時点では既に24年が経過しており、耐用年数を大幅に経過したエアコンが故障し、その工事を行うことは必要である」と主張していたが、監査委員としては、監査対象機関の説明だけでは、更新工事が必要であったのか判断し難いため、監査対象機関に更新工事の対象となったエアコンの修繕履歴の報告を求めたところ、令和5年8月10日付で次のような回答があった。

- (1) うららの湯上りコーナーのエアコンの故障の履歴については、書類が確認できる過去5年間は修繕していない。なお、うららが設置されている総合福祉会館も平成9年10月から同様にエアコンを使用しており、過去5年以内に10回程度修繕に係る工事を実施し、今年度も複数のエアコンが動作不良となり、故障の原因を確認している。
- (2) うららの湯上りコーナーのエアコンの機器を更新した理由について、提出資料5に記載のとおり、うららの湯上りコーナーのエアコンの室外機の基板は、令和3年12月に故障した時点で既に製造中止であり、在庫もなく、併せて室外機のみを交換することは可能だったかと問うと冷媒の違いや制御の違いで対応できなかったとの回答を令和5年8月2日に株式会社日立ビルシステムから受けた。
- (3) 日立グローバルライフソリューションズ株式会社にも室外機のみを交換し、室内機を使用することの可否について確認すると、平成9年設置のエアコンの冷媒はフロンであり、令和4年に更新したエアコンは代替フロンで、異なる冷媒を使うと誤作動・故障の原因となり安全の確保が難しく、室外機だけの更新はできず、室内機の更新も必要であったものであり、市に不当に過大な工事費用を負担させてはいない。

更新工事については、エアコンの室外機の基板の故障を原因とするものであり、うららの大広間の修繕工事のように基板の交換で対応できれば、少額の費用負担で足りるところ、令和5年8月2日に株式会社日立ビルシステムから、当該エアコンが令和3年12月に故障した時点で室外機の基板は既に製造を中止し、在庫がなかったと報告されたことをもって、当該基板の在庫があったかもしれないという疑念が払拭できたわけではないものの、一方で、基板の在庫があり、その交換で対応できたはずと断定できる事実があるわけでもないので、更新工事が不必要なものだったと言うことはできず、当該疑念だけで更新工事が違法又は不当なものだったと判断するには至らない。

また、エアコンの室外機の交換が必要になると同時に当該室外機に接続されている室内機5台についても交換が必要となったということについては、「平成9年設置のエアコンの冷媒はフロンであり、令和4年に更新したエアコンは代替フロンで、異なる冷媒を使うと誤作動・

故障の原因となり安全の確保が難しく、室外機だけの更新はできず」との報告があり、室外機だけの交換では、エアコンの正常な運転ができなくなるというのは理解できるものである。

財務会計上の行為としての「公金の支出」には、契約の履行が確保されている必要があり、法第234条の2第1項によれば、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とされるところ、監査対象機関の更新工事に係る起案を確認してみると、更新工事の費用を支出するに当たり必要な工事完成検査や住宅営繕課による工事の監督や立会検査の記録も作成されており、更新工事について、その完成を疑うような事情は見受けられず、更新工事の費用の支出命令書についてもその伝票を確認し、その手続に違法又は不当と判断すべき事情は見受けられなかった。

## 2 「当該更新工事が不必要なものであるとすれば、当該更新工事に関係した職員にその費用を負担させる必要があるか。」について

上記のとおり、更新工事が不必要であったとは判断していないことから、当該更新工事が不必要だった場合を検証することに意味はない。

## 3 結論

以上のように監査対象となる財務会計上の行為としての「公金の支出」の手続きに違法又は不当と判断すべき事情はなく、先行する「契約の締結」についても不必要な更新工事を行ったとは言えないことから違法性があるとは言えず、その違法性を後行する「公金の支出」に承継することもないため、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。

## 第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査の結果としては、棄却となったものの、請求人が主張するように更新工事の発注に当たっては、修繕によることができないのかをきちんと検証し、その記録をもって発注すべきであるが、今回は、その記録がなく、請求人が適正な更新工事の発注であったか疑念を持つことは理解できるところである。

今回のようにエアコンを修繕する場合と更新する場合とでは、その費用の差も大きくな

るため、市民の税金を財源とする予算の執行に当たっては、より慎重な対応が必要であり、より多くの費用を要する更新が必要と判断する場合は、その判断に至った経緯を記録し、後からでも検証できるようにする等市民への説明責任が果たせるような事務の進め方を検討されたい。